

ニセコ町景観条例(平成16年条例第14号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 工作物 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 門、掘、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの</p> <p>イ 煙突その他これらに類するもの</p> <p>ウ 物見塔その他これらに類するもの</p> <p>エ 通信用鉄塔その他これらに類するもの</p> <p>オ 彫刻、記念碑その他これらに類するもの</p> <p>カ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 設計者等 建築物又は工作物の設計又は施工を行う者及び土地の区画形質の変更の計画・設計又は施工を行う者をいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 工作物 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 門、掘、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの</p> <p>イ 煙突その他これらに類するもの</p> <p>ウ 物見塔その他これらに類するもの</p> <p>エ 通信用鉄塔その他これらに類するもの</p> <p>オ 彫刻、記念碑その他これらに類するもの</p> <p>カ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設</p> <p><u>キ 風力発電設備</u></p>

キ その他町長が指定し、告示したもの

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(適用区域)

第8条 (略)

2 (略)

3 前項各号に掲げる地域の範囲は、別に 定める。

4 (略)

(コミュニティ協定の認定の取消し)

第20条 町長は、前条 の規定による廃止の届出があったとき、又は変更した内容が景観づくりの上で適当でなくなると認められるときは、その認定を取り消すことができる。

ク 太陽電池発電設備

ケ その他町長が指定し、告示したもの

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(設計者等の責務)

第6条の2 設計者等は、自らの設計及び施工が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、その実施に当たっては、地域の景観を損ねることのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

(適用区域)

第8条 (略)

2 (略)

3 前項各号に掲げる地域の範囲は、規則で定める。

4 (略)

(コミュニティ協定の認定の取消し)

第20条 町長は、前条第2項の規定による廃止の届出があったとき、又は変更した内容が景観づくりの上で適当でなくなると認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(景観づくりに対する助成)

第21条 町長は、第14条の規定により認定した景観協定の区域内において、当該協定の関係者が行う景観づくりのための措置及び第19条により認定したコミュニティ協定の関係者が行なう景観づくりの取組みに対し、ニセコ町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)の意見を聞き、予算の範囲内で、その事業に要する経費の一部を補助することができる。

(重要景観等の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 町長は、重要景観等を指定するときは、あらかじめ、委員会の意見を聞くとともに、所有者等の同意を得なければならない。

4 (略)

(指定の解除)

第26条 町長は、重要景観等が朽廃、滅失等により重要景観等としての価値を失ったときその他特別の理由があると認めるときは、委員会の意見を聞いて、重要景観等の指定を解除することができる。

2 (略)

(開発事業の協議)

第28条 次の各号に掲げる行為(以下「開発事業」という。)を行おうとする者(_____以下「開発事業者」という。)

(景観づくりに対する助成)

第21条 町長は、第14条の規定により認定した景観協定の区域内において、当該協定の関係者が行う景観づくりのための措置及び第19条により認定したコミュニティ協定の関係者が行う景観づくりの取組に対し、ニセコ町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴き、予算の範囲内で、その事業に要する経費の一部を補助することができる。

(重要景観等の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 町長は、重要景観等を指定するときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くとともに、所有者等の同意を得なければならない。

4 (略)

(指定の解除)

第26条 町長は、重要景観等が朽廃、滅失等により重要景観等としての価値を失ったときその他特別の理由があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、重要景観等の指定を解除することができる。

2 (略)

(開発事業の協議)

第28条 次の各号に掲げる行為(以下「開発事業」という。)を行おうとする者(主たる事業主及び設計者等をいう。以下「開発事業者」という。)

は、あらかじめ、規則に定めるところにより、当該事業の内容及び工事施工方法等について町長と協議しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる行為のうち改築、増築、増設、外観の模様替え又は色彩の変更については、これらに係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のものを除き、第3号に掲げる行為については、特定用途制限地域内は適用しない。

- (1) 高さが10メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える_____建築物の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更(改築後又は増築後の高さ又は面積が当該規模を超えるものを含む。)
- (2) 高さが10メートル(第2条第6号のア_____にあつては5メートル)を超え、又は築造面積が1,000平方メートルを超える_____工作物の新設、改築、増設、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更(改築後又は増設後の高さ又は面積が当該規模を超えるものを含む。)
- (3) (略)
- (4) 土地の区画形質を変更する事業で、その面積が5,000平方メートルを超えるもの(5,000平方メートル以下であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000平方メ

は、あらかじめ、規則に定めるところにより、当該事業の内容及び工事施工方法等について町長と協議しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる行為のうち改築、増築、増設、外観の模様替え又は色彩の変更については、これらに係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のものを除き、第3号に掲げる行為については、特定用途制限地域内は適用しない。

- (1) 高さが10メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える(1,000平方メートル以下であっても隣接して一団の建設を行い、その規模が合算して1,000平方メートルを超えるものを含む。)建築物の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更(改築後又は増築後の高さ又は面積が当該規模を超えるものを含む。)
- (2) 高さが10メートル(第2条第6号のア及びクにあつては5メートル)を超え、又は築造面積が1,000平方メートルを超える(1,000平方メートル以下であっても隣接して一団の築造を行い、その規模が合算して1,000平方メートルを超えるものを含む。)工作物の新設、改築、増設、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更(改築後又は増設後の高さ又は面積が当該規模を超えるものを含む。)
- (3) (略)
- (4) 土地の区画形質を変更する事業で、その面積が5,000平方メートルを超えるもの(5,000平方メートル以下であっても_____当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000平方メ

ートルを超えるものを含む。)

(5) 前号中景観地区にあつては、「5,000平方メートル」を「3,000平方メートル」と読み替えるものとする。

(6) 土地の区画変更を伴わなくても、主として建築物の建築の用に供する目的で、当該土地を分割し他の者に販売する事業で、その面積が5,000平方メートルを超えるもの。(5,000平方メートル以下であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000平方メートルを超えるものを含む。)

(事前景観調査)

第29条 開発事業者は、前条の協議に先立って、当該事業の実施により、景観上影響を及ぼすおそれのある地域を対象として、事前景観調査(以下「調査」という。)を行なうものとする。

2 調査の実施に当たっては、事前に町と協議して調査を行い、報告書を提出するものとする。

(説明会の開催)

第30条 前条第1項による調査を行った開発事業者は、第28条の協議に先立ち、当該事業の内容及び工事施工方法並びに景観への影響について関係住民等の理解を得るため、説明会を開催しなければならない。

ートルを超えるものを含む。)

(5) 土地の区画変更を伴わなくても、主として建築物の建築の用に供する目的で、当該土地を分割し他の者に販売する事業で、その面積が5,000平方メートルを超えるもの。(5,000平方メートル以下であっても_____当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000平方メートルを超えるものを含む。)

(6) 前2号の事業が景観地区内で行われる場合には、「5,000平方メートル」を「3,000平方メートル」と読み替えるものとする。

(事前景観調査)

第29条 開発事業者は、前条の協議に先立って、当該事業の実施により、景観上影響を及ぼすおそれのある地域を対象として、事前景観調査(以下「調査」という。)を行わなければならない。

2 開発事業者は、前項の調査を行うに際しては、その内容についてあらかじめ町長と協議するとともに、終了後は町長に対して報告書を提出しなければならない

(説明会の開催)

第30条 前条第1項による調査を行った開発事業者は、第28条の協議に先立ち、当該事業の内容及び工事施工方法並びに景観への影響について関係住民等の理解を得るため、説明会を開催しなければならない。ただし、当該開発事業が景観上の影響が軽微と町長が認めるときはこの

2 (略)

3 町長は、説明会の開催に当たって、町職員を立ち会わすことができる。

4 開発事業者は、説明会を行なったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その結果を町長に報告しなければならない。

5 (略)

限りでない。

2 (略)

3 町長は、説明会の開催に当たって、町職員を立ち会わせることができる。

4 開発事業者は、説明会を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その結果を町長に報告しなければならない。

5 開発事業者は、前項の規定による報告の結果、町長が必要であると認めるときは改めて説明会を開催しなければならない。

6 (略)

(資料の公開)

第30条の2 第29条第1項による調査を行った開発事業者は、第28条の協議に先立ち、当該事業の内容及び工事施工方法並びに景観への影響について関係住民等の理解を得るため、規則に定めるところにより、資料の公開を行わなければならない。ただし、当該開発事業が景観上の影響が軽微と町長が認めるときはこの限りでない。

2 開発事業者は、前項の規定による資料の公開を行う場合は、資料の公開をする前日までにその旨を関係住民等に公表するとともに、町長に通知しなければならない。

3 資料の公開期間は、条例第30条第1項の説明会開催の日から14日間とする。ただし、開発事業者が当該期間のほかに資料の公開をする場合はこの限りでない。

4 景観形成の見地からの意見を有する関係住民等は、前項の公開期間内

(町長の同意)

第33条 (略)

2～4 (略)

(勧告)

第37条 町長は、開発事業者が次の各号のいずれかに該当したときで、町の景観に著しく支障があると認めるときは、開発事業の中止又は原状への回復若しくはこれに替わるべき必要な措置をとることを勧告することができる。

(1) (略)

(2) 第30条第1項_____の規定による説明会を開催しないとき。

に、開発事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

5 開発事業者は、前項の規定による意見書が提出された場合には、遅滞なく、当該意見書に対する見解を記した書面を作成して、関係住民等に対し、その内容の周知を図らなければならない。

6 開発事業者は、資料の公開を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その結果を町長に報告しなければならない。

7 開発事業者は、前項の規定による報告の結果、町長が必要であると認めるときは改めて資料の公開を行わなければならない。

(町長の同意)

第33条 (略)

2～4 (略)

5 開発事業者は、第1項の規定による同意の通知を受けた開発事業について、通知された日から起算して3年以内に当該建築行為等に着手しない場合は、改めて町長と第28条に規定する協議をしなければならない。

(勧告)

第37条 町長は、開発事業者が次の各号のいずれかに該当したときで、町の景観に著しく支障があると認めるときは、開発事業の中止又は原状への回復若しくはこれに替わるべき必要な措置をとることを勧告することができる。

(1) (略)

(2) 第30条第1項及び第5項の規定による説明会を開催しないとき。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

2 (略)

(氏名等の公表)

第38条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告に従わないときは、審議会の意見を聞いた上で、当該勧告に従わない内容及び氏名等を公表することができる。

2 (略)

(適用除外)

第39条 本節の規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については適用しない。

(1) 震災、風水害、火災その他災害のために必要な応急処置として行なう事業

(2) 国又は地方公共団体が行なう事業(前項に掲げる事業を除く)

(事前景観調査)

第41条 町長は、必要があると認められるときは、広告物等表示者に対し、当該表示等を行なうことにより、景観上影響を及ぼすおそれのあ

(3) 第30条の2第1項及び第6項の規定による資料の公開を行わないとき。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

2 (略)

(氏名等の公表)

第38条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いた上で、当該勧告に従わない内容及び氏名等を公表することができる。

2 (略)

(適用除外)

第39条 本節の規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については適用しない。

(1) 震災、風水害、火災その他災害のために必要な応急処置として行う事業

(2) 国又は地方公共団体が行う事業(前項に掲げる事業を除く)

(事前景観調査)

第41条 町長は、必要があると認められるときは、広告物等表示者に対し、当該表示等を行なうことにより、景観上影響を及ぼすおそれのあ

る地域を対象として、調査を行なわせることができる。

- 2 調査の実施に当たっては、事前に町と協議して調査を行ない、報告書を提出するものとする。

(協議の審査)

第42条 (略)

- 2 町長は、前項の審査を行うときは、当該広告物等の規模及び表示方法等を勘案し、必要に応じ、審議会の意見を聞かなければならない。

(氏名等の公表)

第46条 町長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告に従わないときは、審議会意見を聞いた上で、当該勧告に従わない内容及び氏名等を公表することができる。

- 2 (略)

(草木、廃屋等の除去の代執行)

第52条 町長は、前条の命令を受けた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら当該土地に繁茂した草木、廃屋、資材、土砂、瓦礫、廃材及び機能の一部を失った自動車等を除去し、又は第三者にこれを行なわせ、その費用を当該土地の所有者等から徴収することができる。

- 2 町長は、代執行を行なうときは、審議会の意見を聞かなければならない。

る地域を対象として、調査を行わせることができる。

- 2 調査の実施に当たっては、事前に町と協議して調査を行い、報告書を提出するものとする。

(協議の審査)

第42条 (略)

- 2 町長は、前項の審査を行うときは、当該広告物等の規模及び表示方法等を勘案し、必要に応じ、審議会の意見を聴かなければならない。

(氏名等の公表)

第46条 町長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告に従わないときは、審議会意見を聴いた上で、当該勧告に従わない内容及び氏名等を公表することができる。

- 2 (略)

(草木、廃屋等の除去の代執行)

第52条 町長は、前条の命令を受けた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら当該土地に繁茂した草木、廃屋、資材、土砂、瓦礫、廃材及び機能の一部を失った自動車等を除去し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該土地の所有者等から徴収することができる。

- 2 町長は、代執行を行うときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(立入調査)

第54条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を指定し、美しい景観等の保持、形成を著しく損なうおそれのある土地又は建物の立入調査をさせ、説明若しくは報告を求め、又は関係者に対して必要な指示又は指導を行なうことができる。

2 (略)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(立入調査)

第54条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を指定し、美しい景観等の保持、形成を著しく損なうおそれのある土地又は建物の立入調査をさせ、説明若しくは報告を求め、又は関係者に対して必要な指示又は指導を行うことができる。

2 (略)

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。